

公益財団法人足立区体育協会 役・職員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人足立区体育協会（以下「協会」という。）の評議員、理事、執行役員、委員会委員及び職員（以下「役・職員」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、協会の目的、事業執行の公正さに対する区民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役・職員の範囲)

第2条 この規程において、役・職員とは、協会定款第17条に規定する評議員、同第29条に規定する理事・監事、同38条に規定する理事、同第50条に規定する職員をいう。

(役・職員の基本的責務)

第3条 役・職員は、協会定款第3条に規定する「目的」を達成するため、協会の関係規程に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

(役・職員の遵守事項)

第4条 役・職員は、暴力、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント及びドーピング等薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。

2. 役・職員は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
3. 役・職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋・強要をしてはならない。
4. 役・職員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
5. 役・職員は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、協会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

(倫理委員会の設置)

第5条 この規程の実効性を確保するため、協会に倫理委員会を設置する。

2. 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の議決により別に定める。

(役・職員がこの規程に違反した場合の対処等)

第6条 評議員及び役員等が、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、管理責任者（担当理事）は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該評議員及び役員等がこの規定に違反する行為があったと認められる場合においては、代表理事は倫理委員会の意見を聴取したうえで、厳正に定款第18条及び第34条に基づく必要な措置をとるものとする。

2. 協会の職員に関する対処は、協会職員就業規則第21～25条等の定めに基づき厳正に取り扱うものとする。

(その他)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附則1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。

公益財団法人足立区体育協会倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人足立区体育協会(以下「協会」という。)が、足立区におけるスポーツの統一組織としてその自覚と責任をもち、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、スポーツの振興を通じて、その社会的使命を果たしていくために、協会役・職員倫理規程に基づいて設置する倫理委員会について、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 協会及び協会役・職員の綱紀粛正の推進に関すること。
- (2) 協会役・職員及び協会加盟団体関係者について、関係規定の順守の確認並びに「公益財団法人足立区体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の周知徹底及びガイドラインに基づく改善勧告等の検討に関すること。
- (3) 協会役・職員が協会役・職員倫理規定に違反する行為を行った恐れがあると認められる場合に、会長の求めに応じ、意見を述べること。
- (4) 理事会の求めに応じ、事実関係の確認を行い、その結果を報告すること。

(委員)

第3条 委員会に次の委員をおく。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名

第4条 委員長は、会長とする。

- 2 委員は、執行役員及び学識経験者のうちから推挙し、理事会に諮った上で委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱日より開始し、協会理事の任期と同じく終了する。ただし再任を妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。

附 則

- 1 この規程は平成25年4月1日から施行する。